

速報 !!

令和 6 年 12 月 26 日
東京税理士政治連盟
政 策 委 員 会

令和 7 年度税制改正大綱が、12 月 20 日に与党において決定されました。東税政では、日税政及び東京会と連携し、情報収集と陳情に努め、その結果、要望項目のうち、令和 7 年度において決定した主な項目は次の通りです。

I 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

- ① 所得の金額が年 10 億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に適用される税率を 17%(現行 15%)に引き上げる。
- ② 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。

II 個人所得税の基礎控除の引上げ

基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げる。この見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

合計所得金額		基礎控除
2,350 万円以下		58 万円
2,350 万円超	2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超	2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超	2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超		0 円

※この改正は、令和 7 年度分以後の所得税について適用する。

III 事業承継税制(特例措置)の役員就任要件及び事業従事要件の緩和

- (1) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において(現行:贈与の日まで引き続き 3 年以上)特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。
- (2) 非上場株式に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において(現行:贈与の日まで引き続き 3 年以上)特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。

※これらの改正は令和 7 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

この大綱の内容は、国会審議で変更になることがありますので、ご注意ください。